

県立大野病院産婦人科医師の逮捕、起訴に対する声明

平成18年3月16日(木)

福島県立医科大学医師会

福島県立大野病院産婦人科加藤克彦医師が業務上過失致死と異状死についての義務違反(医師法違反)で平成18年2月18日逮捕、3月10日起訴されました。福島県立医科大学医師会では当初からこの問題に多大な関心を寄せ、経過を見守ってきました。起訴が確定した現在、この問題に関して我々の意見を集約し、ここに表明します。

最初に、前置胎盤に対する帝王切開による児確保後、癒着胎盤の剥離による大量出血を契機として、亡くなられた患者様とそのご遺族に対し、心からお悔やみを申し上げます。そして、生まれた日にお母さんを亡くされたお子様が健やかに成長して幸せな人生を送られることを願ってやみません。ここに述べる私たちの声明は、現在の社会が抱える医療の問題を、地域医療に献身してきた一人の医師の責任ととらえる検察の不当な解釈に抗議するものであります。同時に、本件が地域の医療を衰退させる原因とならないよう、むしろ社会で十分な議論がされ、改善させる原動力となって貰いたい。そんな希望から出すものであることをご理解頂きたいと思えます。

当該の事実関係に関して、福島県調査委員会報告書が出され、平成17年3月に関係者は行政処分されています。しかし、我々は専門家の意見をもっと広く求め、その内容、判断ともに、より詳細に検証する必要があると感じます。報道によると、地検片岡康夫次席検事は「罪証隠滅の恐れがあり逮捕した。血管が密集しているところを無理にはがした。大量出血は予見できたはずで、予見する義務があった。判断ミスだった」と起訴した理由を3月10日説明し、医師法違反罪については「通常の法解釈をした。大量出血しており、異状死にあたる」としました(2006年3月10日 読売新聞報道)。

福島県立医科大学医師会としては、① 癒着胎盤を予見できたとの前提に基づき、その準備、判断を誤ったとする当局の解釈は臨床医学的に同意できないこと、② 今回の不幸な出来事は医学的に起こりうる合併症での死亡であり、異状死とは認められないこと、そして病院のマニュアルに従い、医療過誤ではないため届け出の必要がなかったと判断したものと理解され、③ 「証拠隠滅のおそれ」に関しても、この困難な状況下で診療に専念していた加藤医師に対する極めて不穏当な理由と考えます。

医療行為に於いては、その行為の種類を問わず、リスクを0%にすることは困難であると我々は考えます。そして、当初から予想される場合、十二分の準備と注意を払うことは当然であります。しかし、現場ではしばしば予期しない、あるいは非常にまれな病態、合併症に遭遇することも経験します。癒着胎盤は非常にまれであり、予測するのは困難な疾

患と考えられています。加藤医師は帝王切開に十分な経験を積んだ産婦人科医です。彼に加えて外科医が手術に入り、麻酔科専門医による麻酔がなされ、5単位の赤血球輸血を準備し、手術が開始されました。しかし、児を無事取り出し、癒着胎盤が胎盤剥離段階で明らかになり、大量の出血をきたし、結局子宮摘出術に踏み切ったと理解されます。その際、加藤医師たちは癒着胎盤を子宮から剥離する手段、止血方法、緊急輸血の要請、子宮温存への努力、そして子宮摘出の決断など、緊急事態に際し、極めて難しい判断を迫られました。その現場の経過を考えると、医師たちは最大の努力をしながら治療に当たったと思います。

加藤氏はこれまで大変献身的に医療を実践してきた医師として医療、患者の両サイドから聞き及んでいます。今回、彼の人間としての尊厳が踏みにじられ、彼を医師としてではなく、犯罪者として扱う検察当局の姿勢に、我々は怒りを禁じ得ません。

ここで福島県立医科大学医師会は、本事件にたいし以下のように意見を表明します。

今回の医療事件に関して、全国的により広く専門家を集め、事実関係の検証と専門的意見の集約を行う必要性があります。

医師法第21条のなかの「異状死」は、その解釈があいまいであるとこれまでも指摘されているところです。このあいまいな「異状死」の解釈による届け出義務違反も逮捕・起訴理由とすることは、医療現場の混乱を惹起し、医療の質を低下させる要因になります。医学会と司法当局の両者は、「異状死」を医療上避けられない「合併症による死」と明瞭に区別する規準を提示して頂きたい。

「証拠隠滅のおそれがある」との拘留理由は、当該病院に対する強制捜査、証拠書類の押収も1年余前に既に行われている事実、「逃亡のおそれがある」との理由は、加藤医師が逮捕直前まで県立大野病院で勤務し続けていた事実から、納得出来る理由ではありません。

最後に、福島県立医科大学医師会は、今回の医療の過程で不幸にも亡くなられた患者様とご家族に深甚の弔意を捧げるとともに、地域医療を献身的に実践してきた加藤医師が一日も早く医師として名誉を回復することを祈念いたします。

福島県立医科大学医師会は今回の医師逮捕・起訴問題は産婦人科の問題に留まらず、福島県の医療の危機であると認識しております。そのために、全国の加藤医師支援グループと提携して、我々の組織をあげて加藤医師を支援します。

平成18年3月14日福島県立医科大学医師会総会にて決議事項

山本 倅司
福島県立医科大学医師会会長